

監 事 監 査 報 告 書

令和6年5月25日

学校法人 坂 越 学 園
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 坂 越 学 園

監 事 大道 一雄

監 事 小賀 正靖

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人坂越学園寄附行為第16条の規定に基づき
学校法人坂越学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）の業務並びに財
産の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要
な決裁書類を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人坂越学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為または法令も
しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上